

第5章 年 表

年 次	治 革	主要研究事項	農 業 事 情	米 価 (1石・円)
明治 26 年 (1893)	・6 月 5 日 農商務省告示第 8 号により、名東郡加茂名村大字東名東に農商務省農事試験場徳出支場設置。 支場授青山元		・農商務省農事試験場を東京西ヶ原に設置（4 月 7 日） ・大阪、広島、徳島、熊本に支場設置（6 月 5 日）、ついで宮城、石川にも支場設置（7 月 2 日） ・明治 34 年 8 月 16 日徳島県農会創立	7.38
明治 36 年 (1903)	・4 月 1 日 徳島県告示第 121 号により同位置（現徳島市鮎喰町 2 丁目）に徳島県農事試験場を開設。 ・4 月 1 日 場長事務取扱、川村雄次郎技手 ・4 月 2 日 巡回講習施行規則 ・4 月 22 日 徳島県農事試験場種畜配付規則公布 ・8 月 場長木戸辰三郎（初代）となる。	・四国支場の試験を継続し、稲、麦、藍、ナタネ、ゲンゲ、果樹、野菜について試験事業開始。 ・水稻、陸稻、裸麦、小麦、大麦の原種配布始まる。	・1902 年の米不作、1903 年の麦不作で米 664 万石、小麦粉 130 万石を輸入。 ・徳島県農会報発刊（3 月 15 日） ・葉たばこ耕作者 5 人組制を設け。	14.42
明治 37 年 (1904)	・農業試験場要報第巻号発行（3 月） ・農家必携試験成績便覧発行（10 月） ・12 月 場長事務取扱、川村雄次郎技手	・稲の豊凶考照試験始まる。	・徳島県立農業学校設立（4 月 30 日）、場長が学校長を兼任する。 （5 代清水場長まで） ・日露戦争開始	13.22
明治 38 年 (1905)	・3 月 場長向坂敏三郎（2 代） ・日露戦争に際し、経費節減のため養鶏、養豚およびそ菜の試験を廃止し、試験圃場 100a 余を縮少。		・東北地方冷害で凶作。 ・「野風チフス菌」に関する注意を発する。 ・塩専売法公布 ・板名用水着工 ・麻名用水起工 ・徳島市伊月町に県内第 1 号温室が建設される。	12.85
明治 39 年 (1906)	・8 月 場長山崎熊太（3 代）となる。 ・農事試験成績報告第 1 号発行（3 月） ・徳島県農事試験場一覧発行（5 月）		・5 月 阿波砂糖同業組合設立 ・板野郡立農蚕学校設立	14.72
明治 40 年 (1907)			・ニカメイチュウ誘蛾灯考案 ・柑橘の栽培盛んとなる。 ・麻穂郡立農蚕学校設立	16.48
明治 41 年 (1908)	・2 月 5 日 徳島県農事試験場を徳島県立農事試験場と改称。 ・養鶏、養豚およびそ菜花ききに関する試験を復活し、米麦に関する試験の一部を中止。	・業務功程の発行開始 ・青酸ガス爆蒸試験 ・麦類の豊凶考照試験開始	・牛疫発生（6 月） ・麻名、板名用水が通水する。 ・米麦の主要品種別作付面積の調査を実施。	15.94
明治 42 年	・境内に水稻原種田設置	・種卵の配布開始（3 月） ・予察灯によるニカメイチュウ発生消長調査開始	・耕地整理はじまる。 ・石灰窒素肥料製造開始 ・県内務部農商課設置	13.14
明治 43 年 (1910)	・1 月場長掛飛作太郎（4 代）となる。		・肥料検査はじまる。	13.27
明治 44 年 (1911)		・酸性土壤に関する委託試験を開始 ・純系淘汰による稲の育種始まる。	・東北地方いもち病大発生 ・米価高騰し生活困難となる。	17.35
(明治 45 年) 大正元年 (1912)		・主要そさいの施肥試験開始 ・酸性土壤に対する肥料配合法などの委託試験開始 ・麦の移植栽培試験	・吉野川改修工事起工 ・美馬郡半田用水成る。 ・台風、洪水（2 回） ・米麦不作 ・阿波郡、板野郡に水利組合設立される。	20.96
大正 2 年 (1913)	・徳島県農会委託により町村農会技術員の養成開始。 ・7 月 場長清水勝雄（5 代）となる。 ・委託分析規定（徳島県告示第 115 号）により一般からの依頼分析開始。	・酸性土壤依頼分析開始	・北海道、東北大冷害 ・帝國農会記帳式農家経済調査を開始 ・南方三郡、板野郡早害 ・米収三石期成会、五石同盟会（大山村）、五石同盟会（牛島村）起る。 ・吉野川沿岸の桑園 1～2 制萎縮病株発生。	21.33
大正 3 年 (1914)		・園芸委託試験開始 ・イモチ病防除試験 ・水稻模範作（多収試験）試験	・大正博覧会（上野）開かれる。 ・第 1 次世界大戦勃発 ・蚕種一代雑種普及団結成される。 ・麦大凶作 ・葉藍取締規則公布（県令第 40 号） ・この年から大正 5 年にかけて米価低落。 ・生糸相場続落明治 33 年以來の安値出現。	16.13
大正 4 年 (1915)	・7 月 場長早坂恒太郎（6 代）となる。		・農商務省農家副業奨励を通牒 ・米価調節令 ・農事試験場陸羽支場で耐冷性水稻品種「陸羽 20 号」を選出。 ・吉野川改修工事により善寺島住民全戸立退き。 ・蚕種品種の根本的改良を行う。 ・風水害 ・高知種馬所の出張種付所を板野郡板東町に設置。	13.08
大正 5 年 (1916)	・米麦品種改良奨励規則公布	・サツマイモの各種栽培法を比較検討（大正 8 年まで） ・麦類の冷水温湯浸法試験 ・柑橘潰瘍病防除試験	・愛媛県知事から徳島県知事あて吉野川分水につき申し入れあり。 ・家兎の飼育流行する。	13.76
大正 6 年 (1917)		・肥料依頼分析（定性）開始。 ・石灰硫黄合剤試験	・農業倉庫業法施行 ・暴利取締令 ・農務局に副業課設置 ・ドイツ俘虜板野郡板東町の新設兵舎に移り、乳牛、豚の飼育、ドイツ野菜栽培をはじめめる。 ・食用蛙の飼育はじまる。	20.34
大正 7 年 (1918)		・ポルドー液の取扱法試験	・第 1 次世界大戦終る。 ・富山で米騒動起る。以後各地に波及、徳島では新居、小松島、撫養で発生。 ・米価大暴落 ・穀類収用令（大正 8 失効） ・暴風雨 ・農会主催による農産副業品の共同販売初めて行われる。 第 1 回園芸共進会開催。	32.75
大正 8 年 (1919)	・11 月場長間瀬鉦太郎（7 代）となる。	・藍の病害虫の研究実施（大 14 年まで） ・肥料依頼分析（定量）開始	・開墾成法 ・主要食糧農産物改良増殖奨励規則 ・林野実態調査始める。 ・神戸、大阪市に府県農会連合農産物副業品販売、幹旋所開設（2 府 13 県）さる。	45.99
大正 9 年 (1920)		・鉦毒地の酸性土壤改良作委託栽培始まる。	・国際連盟発足 ・第 1 回国勢調査実施 ・群馬県強戸村、岡山県妹尾村などで小作争議 ・種子消毒剤として有機水銀剤ウスフルン輸入され、吡酸鉛などの農薬の使用増加。 ・県農会で動力機の講習実施	44.63
大正 10 年 (1921)	・米麦原種配布規則できる。		・農商務省府県農会に委嘱して簿記方式による全国農家経済調査を開始。 ・度量衡法改正（メートル法を基本とする。大正 13.7.1 施行）。 ・米穀法 ・陸羽支場で「陸羽 132 号」を育成 ・この年以降全国的に小作争議が本格化。 ・県農会経費 4 千余円で内燃機関その他を購入し、実地指導を行う。	30.79
大正 11 年 (1922)	・徳島県立農事試験場規程を改正、訓第 11 号により徳島県立農事試験場処務規定を制定し、4 部 2 係とし、主任を置く。 ・5 月 場長石井俊雄（8 代）となる。 ・温州ミカンの栽培方法改善に資するため、勝浦郡内に 4 か所試験地を設ける。	・水稻の重金属有害量検定試験（銅、亜鉛、鉛、砒素） ・農具に関する試験を開始	・日本農民組合結成 ・農会法改正（大正 12.1.1 施行） ・帝國農会記帳方式による米生産費調査を開始。 ・生糸の工場県下に 31 工場 2568 釜、従業員男女 3000 人に達す。 ・県北水田地帯中心に小作争議起る。県農会第 1 回農家経済調査実施、第 1 回農家経済研究会開催。 ・イセリヤカイガラムシ里浦村の夏ミカンに発生、ルビローロウシネーブルに発生。	35.14
大正 12 年 (1923)		・水稻直播試験始まる。 ・麦の不整地播試験 ・麻穂郡川田村に於ける鉦毒地改良対策試験を実施。 ・純系淘汰による麦の育種始まる。 ・高尾種 38 号奨励品種採用	・関東大震災 ・中央卸売市場法（大正 12.11.1 施行） ・産業組合中央金庫法（4.26 施行） ・農商務省排水事業補助要領を定め府県の行う土地改良事業に補助金交付。 ・産業組合中央金庫設立 ・郡制廃止 ・三好郡加茂（三加茂）小作人組合を佐り争議を解決す。 ・徳島市立佐古設市場を開く。 ・水害、早害 ・動後奨励週間をつくる。 ・第 1 回深耕競争会開催（農会） ・繁栄組阿讃航路を開く。	32.76
大正 13 年 (1924)		・徳出晩稲 1 号奨励品種採用	・帝國農会農商務省の依託により農業経営調査を開始。 ・小作調停法（12.1 施行） ・農商務省小作課設置。 ・徳島県に小作官を置く。 ・早ばつ ・藍会社解散	38.58
大正 14 年 (1925)	・園芸指導地（蔬菜一般）を名東郡加茂村、名西郡藍畑村、板野郡藍園村、板野郡里浦村に設置。 ・園芸試験地（委託）を央喰町（蔬菜）、相井村（茶）、横瀬町（温州）、生比奈村（温州）、大津村（梨）に設置。	・園芸作物の栽培奨励普及のための指導地では露地および温床栽培を開始。試験地では課菜の促成栽培、荷の早期採取、果樹の肥料試験を開始。	・農林省と商工省が分立 ・治安維持法 ・普通選挙法 ・那賀郡に日本農民組合阿南連合会結成さる。 ・本県のスイカ香川県へ出荷	41.61
大正 15 年 (昭和元年) (1926)	・温室 79.2㎡（24 坪）を建設 ・ベダリアテントウムシ飼育アtentウムシ配布事業を開始（経費 2,701 円）。 ・園芸指導地を麻植郡鴨島町および那賀郡坂野村に増設。 ・3 月 場長東野市次郎（9 代）となる。	・園芸作物の集約的栽培奨励のため高級蔬菜および草花の栽培研究試験開始 ・ナニヒメシウムシ防除試験 ・麦さび病、赤かび病防除試験 ・人工交配による稲の育種始まる。	・農商統計表の名称を農林省統計表と改め第 1 次を刊行 ・自作農創設維持補助規則 ・吉野川改修工事成る ・神戸で本県スイカ試食会開催 ・郡役所廃止 ・徳島花市場開設	37.86
昭和 2 年 (1927)	・養鶏事業を種畜場に移管 ・電動機モーター 800 円（補助金） ・徳島県農業技術員養成所を当場に併設する。	・漬物用ダイコンの品種改良事業に着手 ・水稻奨励品種の普及 ・人工交配による麦の育種開始 ・藍の品種「小上粉」の白花系発見		35.26
昭和 3 年 (1928)	・園芸指導地を廃止する。	・スイカつる割病防除試験	・御大典の式典（11 月 5 日） ・徳島市津田町、板野郡松茂町、藍住町に切花用常利温室建設される。	31.03
昭和 4 年 (1929)		・四国四県小麦栽培連絡試験	・8 月 11 日 麻名用水開通除幕式 ・9 月 5 日県畜産場開場式 ・農業「センサス」実施（9 月 1 日） ・世界大恐慌	29.07
昭和 5 年 (1930)		・ダイコン新品種「阿波中生一号」育成	・農村恐慌（農家不償 50 億） ・徳島県庁新庁舎成り移転する。 ・糸価、米価大暴落	25.60
昭和 6 年 (1931)	・徳島県立農事試験場練習生養成を開始		・大阪中央卸売市場の開始 ・本県も出荷 ・有畜農業奨励 ・物価暴落（米価安、農家萎縮する） ・満州事変おこる（9 月 18 日）	18.47
昭和 7 年 (1932)	・小麦原種園収納舎を新築する	・小麦の奨励品種決定試験事業開始 ・ダイコン「阿波晩生一号」育成 ・ダイコンの原種配布開始（阿波晩生一号、阿波中生一号） ・果樹苗木の育成配布	・県小麦の 5 か年増産計画を立てる（県、県農会、県農試が一丸） ・農事改良実行組の県の奨励方針を発表（農事改良奨励規定） ・県物産大阪販売幹旋所を設立 ・上海事変おこる（1 月 28 日） ・農山漁村経済更生計画	21.17
昭和 8 年 (1933)	・柑橘試験地勝浦郡生比奈村に設置 ・大根原種配布規定を設ける	・根腐菌培養配布事業始まる ・なたねの奨励品種決定試験開始	・自給肥料の推進 ・たぐあん契約栽培一万樽 ・耕地課設置	21.62
昭和 9 年 (1934)	・室戸台風の被害により本場作業室と柑橘試験地事務所を改築する ・大豆、サツマイモ配布要項作成	・スイカの品種改良に着手 ・堆肥講座講習会を始める ・野風チフス菌配布	・人絹の異常な進出により養蚕業の衰退 ・室戸台風－農作物被害大	26.11
昭和 10 年 (1935)	・9 月 場長野坂象之（10 代）となる。	・大豆、サツマイモ原種配布始まる ・ダイコン「阿波中生二号」育成される ・大豆奨励品種決定試験開始	・県内 経済更生指定町村の調査一人平均 42 円 51 銭の負債 ・内務部から経済部が独立	29.87
昭和 11 年 (1936)	・10 月 12～13 日 全国優良農共栄演説大会を開催	・人工交配による稲新品種「みのる」、「剣」奨励品種採用 ・青刈大豆、青刈ソラマメ配布		30.69
昭和 12 年 (1937)	・技術員養成所卒業生を対象に指導講習会を開催	・施肥標準調査を 13 か年計画で実施する ・ナシ園跡水田の土壌被害対策	・戦時体制下の食糧政策発表（食糧配給組織の確立） ・副業生産の振興 ・日軍事変おこる（7 月 7 日） ・臨時肥料配給統制法施行（11 月 25 日）	32.36
昭和 13 年 (1938)	・11 月 場長佐野吉雄（11 代）となる。 ・本場の敷地買収と同時に改築する ・温室増設する ・富岡試験地、池田試験地を新設する ・徳島県農業技術員養成所を徳島県農会技術員養成所に改める	・池田試験地でサツマイモの栽培試験開始 ・トウモロコン原種配布始まる ・ウメの苗木配布 ・人工交配による水稻新品種の育成試験開始	・農業の共同作業を全農村に奨励 ・農産物増産のための農業技術指導強化 ・国家総動員法発効（4 月 1 日） ・全国農家一斉調査（9 月 1 日） ・トウモロコン増産 5 か年計画樹立	34.27
昭和 14 年 (1939)	・4 月 13 日 本場改築落成式 ・4 月 13～14 日 優良農具展開かれる	・サツマイモ黒痛病、紫紋羽病防除試験始まる	・米穀強制買入令が出る ・肥料配給統制規則を公布（3 月）秋肥から化学肥料の配給割当 ・小作料統制令出る ・米穀配給統制法	37.29
昭和 15 年 (1940)	・10 月 10～11 日 食糧増産のための研究発表会を県下 3 か所で開催	・ザートウイッケン（コムンベツシ）配布	・部落会一町内会一市町村常会設置要綱 ・小麦類配給統制規則	43.30
昭和 16 年 (1941)	・病害虫発生予察制度始まる。観察地点に予察灯設置 ・池田試験地に陸稻原種圃を設置	・陸稻の原種配布再開	・桑園 1 割を改植減反 ・主食配給通帳制発足 ・農業生産統制令－（農会に統制の機能を与える） ・太平洋戦争始まる（12 月 8 日）	
昭和 17 年 (1942)	・富岡試験地を富岡分場に昇格 ・池田試験地を池田分場に昇格		・食糧管理令公布 ・地方事務所設置	
昭和 18 年 (1943)	・10 月 場長柏木小五郎（12 代）となる ・徳島県農会技術員養成所を徳島県立農業技術員養成所とする（県令第 44 号）	・国補による野菜類の原種配布はじまる ・水稻に対する青草の有効利用法の検討 ・ホウレンソウ原種配布（昭 18～23） ・ソラマメ原種配布（昭 18～23） ・ダイコン原種配布（昭 18～23）	・食糧増産のための桑園抜根励行 果樹 20% 抜根 ・農商省に統合	47
昭和 19 年 (1944)			・生活必需品統制 ・供出の集落割当制	47
昭和 20 年 (1945)		・秋・バレイショ品種比較試験 ・阿波晩生二号ダイコン育成される ・麦の移植栽培 ・水稲への極少量の硫安（反あたり 2.5 匁）施用法試験	・徳島空襲（7 月 4 日） ・主食の 1 割減配実施（1 人 1 日 2 合 1 勺） ・戦戦（8 月 15 日） ・農林省再置 ・食糧確保緊急措置決定 ・米穀総合供出制実施 ・第 1 次農地改革公表	300
昭和 21 年 (1946)		・開拓地適地調査開始	・食糧緊急措置令（供米に対する強権発動）即日施行 ・食糧メーデー ・第 2 次農地改革施行 ・農業技術渗透および農業技術指導農場を各都道府県に設置 ・農林省農事試験場四国支場開場 ・南海地震で塩害地が増加	550

昭和22年 (1947)	・9月 場長中沢敏(13代)となる ・低位生産地調査職員4名の設置補助金がつく ・作物統計調査事務所試験係を併設(～47年)	・落花生栽培試験 ・低位生産地調査事業 ・県単による原種配布始まる	・GHQ 港外局米供出に強権発動指令 ・農業協同組合法施行	1,756
昭和23年 (1948)	・大山果樹試験地設置 ・病害虫発生予察専任観察員を配置 ・農産加工指導所を構内に建設(～25年)		・農業改良助長法施行 ・普及事業が発足 ・農業改良課設置 ・主要食糧の生産・供出の事前割合制実施 ・農業取締法施行	3,646
昭和24年 (1949)	・久勝原種圃設置 ・技術員養成所廃止し農業講習所設置(規則第28号) ・作業手をおく ・ロータリ型耕耘機購入 ・小型ダットサントラック購入 ・農業講習所寄宿舍(40坪)建設	・水稻に対する2,4-D散布試験 ・ムギの葉先黄変対策試験	・米価審議会の設置決定 ・BHCウンカ類の防除効果確認 ・作付制の撤廃 ・改良普及員資格試験により新しく食糧増産技術員に代って農業改良普及員が任命される。	4,348
昭和25年 (1950)	・天皇陛下農事試験場へ巡幸 ・ガラス温室2棟(24坪および32坪)建設	・ダイコンの品種改良試験 ・動力耕耘機比較 ・麦類赤カビ病の流行機構 ・サンメイチュウ被害調査法 ・花き類の研究開始	・農林省農事試験場が農業技術研究所と改組, 四国支場は中国四国農業試験場となる。 ・世界農業センサス実施 ・イモ類の統制撤廃 ・農業の生産指数, 戦前の97.5%に回復 ・水稻の保温折衷苗代の普及進む ・2,4-D 水田除草剤としての使用始まる ・植物防疫法施行 ・肥料統制の撤廃	6,047
昭和26年 (1951)	・園芸部に花き専任職員配置 ・池田分場にたばこ耕作技術員養成所を併設 ・農業講習所教室(48.5坪)建設 ・網室併設ガラス室(14.2坪)建設	・タバコ栽培試験 ・ダイコンモザイク病の防除試験	・農業委員会法成立施行 ・食糧農業機構(FAO)に正式加盟 ・DDT, BHCの普及すすむ ・塩化ビニルフィルム野菜育苗用に民間で実験始まる ・ダイコンモザイク病大発生 ・農業地区が26となる	7,050
昭和27年 (1952)	・4月 場長山田啓一(14代)となる ・7月 場長黒田春三(15代)となる ・藍園蔬菜試験地設置 ・板東園芸試験地設置 ・主要農作物種子法により原種採種制度発足 ・園芸部培養基室(6坪)建設	・當農試験地事業 ・保温折衷苗代試験 ・モトウロココン品種比較 ・セレスン石灰によるイモチ病防除 ・耕土培養法による秋落田と酸性土壌の改良事業 ・麦の枯熟れ試験	・食糧増産5か年計画発表 ・観察所に代って病害虫防除所10か所設置 ・農林省四国農業試験場となる。	7,500
昭和28年 (1953)	・徳島県立農事試験場研究報告第1号発行(10月) ・麦赤かび病菌接種室建つ	・イチゴ(芳玉)品種改良試験 ・水稻早期栽培法試験 ・施肥改善事業結まる ・新農薬受託試験開始	・農務部の設置 ・パラチオンの実用化, 普及 ・MCPの国産, 普及 ・水稻のイモチ病防除に水銀剤普及 ・ティラ-型耕耘機の普及 ・大型台風の来襲 ・不和性利用のハクサイF1品種育成 ・農業機械化促進法施行 ・カノコリ球根, 高原テッポウユリ球根始めて輸出 ・水稻早期栽培の試作行われる	8,460
昭和29年 (1954)	・海部園芸試験地設置 ・板東園芸試験地廃止 ・原種決定試験1/2国補となる ・肥料検査所建設され本庁から移転		・MSA 協定による米国余剰農産物購入資金5,000万ドルを日本に割当て ・29年度米に端境期対策として特別早期供出奨励金制度新設 ・ドリン剤土壤害虫防除に使用	9,260
昭和30年 (1955)	・大山果樹試験地・生比奈柑樹試験地を果樹試験場に移管 ・10月 場長原敏(16代)となる ・農業講習所実験室(20坪のちの病害実験室)建設。	・ナスのビニールトンネル栽培試験 ・テッポウユリの球根生産 ・系統特性および半促成, 促成栽培法 ・県内野生ユリの分布調査 ・高冷地種バレイショ性能調査 ・水稻早期栽培における紋枯病防除	・米の大豊作(職前の140%) ・米の予約買付制採用決定 ・アメリカ余剰農産物買付協定調印 ・ケイ酸を肥料公定規格に迫加 ・水稻早期栽培推進協議会発足 ・西村重次氏(鴨島町)米作日本一(四回ブロック1位入賞(799kg))	9,755
昭和31年 (1956)	・苜蓿栽培試験地設置 ・農村生活改善展示室"みどりの家"を構内に建設 ・一眼レフカメラを購入	・シロウリ(阿波みどり)品種改良試験 ・除草剤使用による麦の多株間栽培 ・稲圃の施肥方法試験 ・殺虫剤変動による水田昆虫相の変動 ・イチゴ「芳玉」の育成	・新農山村建設総合対策の樹立 ・農業改良資金助成法の施行 ・地方事務所の廃止 ・阿波用水が完成	9,470
昭和32年 (1957)	・徳島県立農事試験場を徳島県農業試験場と改め部を1係, 5科とし, 経営科を新設し係長, 科長をおく。 ・行政職, 研究職, 医療職制度が発足 ・藍園蔬菜試験地を藍住園芸試験地に変更 ・久勝原種圃を阿波原種農場に変更 ・海部園芸試験地を海南園芸試験地に変更 ・苜蓿栽培試験地を橘荷栽培試験地に変更 ・施肥改善事業でジープを購入	・麦作におけるCATの散布試験 ・電熱による稲の早掘試験 ・海部青輪テッポウユリ促成試験 ・水稻早期栽培用品種決定試験	・勝浦で, 一戸一人法の有限会社登記(農業法人問題の発端) ・農林白書の発表 ・果菜類のトンネル栽培普及	9,745
昭和33年 (1958)	・池田分場のたばこ耕作技術員養成所に教室(寄宿舎併設, 50坪)建つ ・病虫, 化学科作業舎(26.3坪)が建つ。	・初夏まき(徳深)カンラン品種改良試験 ・電熱による稲の早掘試験 ・PCPによるウキウサ防除 ・通風乾燥機による早期籾の乾燥 ・テッポウユリの栽培改善 ・ナンライシの栽培試験 ・阿波新晩生ダイコン育成される。	・農業改良助長法の一部改正が行われ, 県条例により地区普及事務所は地区普及所と改称され, 22地区の中部区制となる。 ・本県の農用モータ5,900台, 農用エンジン26,000台, 動力耕うん機4,000台, 動力噴霧機1,900台に達する。	9,700
昭和34年 (1959)		・2,4-Dによるナスの奇形果落果防止試験 ・炭酸ガス施用試験 ・水稻早期作のウイルス病防除 ・カノコリの栽培試験 ・水稻二期作栽培試験 ・麦の多条播栽培試験 ・シロウリ「阿波みどり」育成 ・土壤線虫試験開始	・農林漁業米本問題調査会の発足	9,715
昭和35年 (1960)	・実験予察用5連恒温槽を設置		・池田内閣高度経済成長施策発表 ・生産者米価所得バリエーションから生産費および所得補償方式に移行 ・園芸特産課設置 ・県内の水稻早期栽培4500ha普及	9,755
昭和36年 (1961)	・原種決定試験が奨励品種決定試験と視聴される ・農業講習所視聴覚教室(28.2坪)建設 ・オートバイ購入	・稲の直播栽培(乾田, 湛水), 兼用トラクターによる耕うん整地 ・パイナップル促成栽培試験	・農業基本法の制定 ・農業近代化資金助成法の施行 ・農業基本法の規定に基づく第1回農業白書の発表 ・キュウリ, ナスのハウス栽培普及 ・鳴門市でバスマンヨトウ大発生, 自衛隊が出動し火炎放射器により防除 ・徳島県花き園芸組合連合設立	10,322
昭和37年 (1962)	・軽四輪ライトバンを購入(富岡分場・藍住分場)	・ビール麦の品種試験 ・移動用畦畔散布機の性能	・46年目標の「農産物の需要と生産の長期見通し」公表 ・生産の選択的拡大始まる ・第1次農業構造改善事業の発足 ・農業空中散布県下ではじめて行われる(水稻・見能林, 川内) ・松原薫次氏(美馬町)米作日本一四国1位入賞(776kg)	11,405
昭和38年 (1963)	・農業機械科を設置 ・藍住園芸試験地を藍住分場に昇格 ・温室(30坪)が建つ ・農業機械研修館(2階)建つ ・普通自動車を購入	・れき耕栽培改善試験 ・炭酸ガス施用試験 ・急傾斜地耕うん作業の機械化 ・半促成, 促成キュウリの栽培改善	・人力結束刈取機市販始まる ・兼業を主とする農家全農家の40%をこえる ・野菜指定産地制度始まる ・れき耕栽培小松島で始まる ・徳島県のユリ生産関西第1位となる	12,575
昭和39年 (1964)	・樋貝勇農務部長場長事務取扱いとなる(6～9月) ・10月 場長鈴江昇(17代)となる ・花きをおく ・園芸科ガラス室(24坪)を改築 ・軽三輪車を購入(本場・池田分場)	・除草剤の受託試験開始 ・直熱式送風簡易暖房機(豆炭)実用性検定(ユリ)	・新潟県白根農協に全国初のカンフリーエレベータ完成 ・動力稲刈機(集束型)導入はじまる ・日本植物調節剤研究協会設立 ・全国れき耕栽培試験研究打合せ会議徳島県で開催	14,430
昭和40年 (1965)	・主任研究員, 事務主任をおく ・橘荷栽培試験地を阿南町試験地に転移 ・徳島農業改良普及所が講堂に移り来る(～45年) ・病虫科ガラス室(14.2坪)を改築	・水稻田植機栽培試験 ・水稻苗播栽培試験	・未曾有の台風災害が発生し, 本県的水稻の作況指数78となる ・農業改良普及所を整備統合し, 9普及所を2箇所とし, 普及所は2号所となる	15,570
昭和41年 (1966)	・農業講習所を廃止し, 農業大学校作物, 野菜花井, たばこ分校開設。専修課程, 高等課程を置く。 ・藍住分場に温室(97㎡)を建設 ・福刈機購入 ・ボーラログラフ購入	・養液育苗試験 ・水稻多収阻害要因とその対策 ・ヒオウギの生態特性と早出し栽培 ・コンニャク栽培試験 ・キュウリ緑斑モザイクウイルス防除対策 ・地力保全対策診断事業はじまる	・野菜生産出荷安定法の制定 ・本県で米の1割増産運動始まる ・キュウリ緑斑モザイク病大発生 ・日本園芸学会徳島県で開催される	17,340
昭和42年 (1967)	・発生予察事業に病害虫検診車購入	・電熱利用によるタケノコの早期出荷 ・動力用田植機の性能 ・池田分場, 茶の栽培試験開始	・米の大豊作(1445万トン)	18,980
昭和43年 (1968)	・海南園芸試験地を現在地(海南町多良)に移転改築 ・2条用バインダー購入	・ミソバチ利用によるイチゴの奇形果防止 ・椎茸移植栽培試験 ・自脱型コンバインの作業性 ・キュウリハウス促成栽培試験	・2月15日の大雪によりピーニールハウス倒壊 ・4食品5農薬に残留許容量設定 ・農林事務所の設置	20,220
昭和44年 (1969)	・久勝原種圃廃止 ・亜硫酸ガス接触装置設置 ・農業施設留分析機器購入 ・池田分場第2園場(茶園)開設	・芳玉のハウス促成栽培試験 ・米の品質向上試験 ・麦の全面層播栽培 ・野菜病害虫発生予察実験事業開始	・総合農政の一環として, 稲作転換対策実施基準決定 ・第2次農業構造改善事業発足 ・農業安全使用基準制定 ・自主流通米制度発足 ・米の産地銘柄設定	20,225
昭和45年 (1970)	・富岡分場を阿南試験地に藍住分場を藍住試験地に変更。 ・管理科を管理係とする(規則第24号) ・卓上電子計算機購入 ・試験場ニュース発刊	・ショウガ促成栽培試験 ・ハウス栽培におけるイチゴの受粉機構 ・農業残留対策試験 ・水稻稚苗移植栽培の防除体系 ・池田分場山間野菜試験開始 ・ゼンマイ栽培試験 ・野菜類, 土壌の有機塩素剤残留分析	・生産調整特別対策事業実施要綱発表(農林省) ・昭和46～50年度米の生産調整と転作促進案発表(農林省) ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	20,380
昭和46年 (1971)	・本場を徳島市から名西郡石井町へ新築移転 ・海南園芸試験地が海南分場となる ・富岡試験地, 藍住試験地を廃止 ・原子吸光度計購入 ・購入自脱型コンバイン購入 ・田植機購入	・土壌汚染防止対策(概況調査)はじまる。 ・国土調査・土地分類基本調査はじまる。 ・農業残留対策調査はじまる	・BHC, DDTの全面使用禁止閣議決定	21,205
昭和47年 (1972)	・総務課(庶務係, 管理係)を新設, 総務課長をおく ・4月 場長立石一(18代)となる ・生物環境調節装置4基設置 ・農業気象総合記録装置購入 ・徳島, 藍住, 鳴門, 小松島防除所を徳島病害虫防除所に統合 ・地力専技室(花き, 病虫, 土肥)を併設(昭55.3まで)	・ウリカワの防除試験 ・中核研究(山地農産) ・連作砂地畑の連作障害対策試験	・ミカン暴落 ・土成町に集中管理モデル温室(ガラス)設置される	22,200
昭和48年 (1973)	・専門研究員, 主査をおく ・作業員を技術員とする ・阿南, 日和佐を阿南病害虫防除所に脇町, 川島, 池田を脇町病害虫防除所に統合 ・池田分場に製茶実験室(86㎡)と製茶機を整備する	・農業安全対策調査 ・山間傾斜地における畑作複合経営(実用化技術組立試験) ・転換畑畑の大豆の栽培改善試験 ・中苗の露地育苗法と田植機適応性 ・ヒオウギの栽培改善	・園芸省野菜試験場が旧園芸試験場の野菜・花き関係と東海近畿農業試験場とを統合し独立 ・第1次石油ショック ・農業生産資材の高騰(狂乱物価) ・徳島県の施設野菜の栽培面積300hを超える	25,545
昭和49年 (1974)	・4月 場長真淵敏治(19代)となる ・露地野菜研修施設設置 ・農業機械化センターが構内に移り来る ・池田分場に収納兼作業舎(216㎡)およびタバコ乾燥室(144㎡)が建つ	・ステビアの導入試験 ・地力増強と保全に対する農林畜産産業物の積極的利用 ・麦の早生化栽培 ・サツマイモ黒斑症(かいよう病)対策 ・水稻のベーパーボット栽培	・インフレ, 不況, 貿易不均衡で世界経済の危機感ひろがる ・PCB, 水銀による汚染等公害問題深刻化	33,728
昭和50年 (1975)	・環境科を設置 ・麦の原種生産を脇町の農家に委託	・暖地水田裏作麦の高効率生産と安定化 ・組織的調査研究 ・水稻低コスト生産方式の確立 ・チューリップの促成栽培と品質向上	・農用地利用増進事業の施行 ・土成中央温室組合天皇賞受賞	38,600
昭和51年 (1976)		・夏秋キュウリのつぎ木栽培の安定化技術確立 ・イチゴどうんこ病の発生生態と防除 ・生鮮農作物農業安全使用推進対策	・北海道, 東北地方冷害 ・水田総合利用再編対策始まる	41,080
昭和52年 (1977)	・4月 場長矢野明(20代)となる	・ダイコン横断症発生原因の解明と防止対策の確立 ・暖地傾斜草地の更新技術 ・性エロモン利用によるバスマンヨトウの防除	・地域農政特別対策事業実施 ・実施フェロモン利用のバスマンヨトウ防除事業始まる(鳴門市) ・外山義一氏(脇町)全回麦作共済会で第1位となり農業祭で天皇杯受賞	42,715
昭和53年 (1978)		・地域農業複合化技術開発試験 ・新規造成畑の早期熟畑化と地力増強対策 ・南海地域における施設野菜の栽培環境改善による品質向上技術 ・春まき系ダイコンのハウス栽培 ・ハウスメロン品種比較	・新農業構造改善事業発足 ・米の大豊作 ・米の生産目標39万1000ha(53年目標39万1000ha) ・種苗法施行 ・農林省を農林水産省と改称	42,940
昭和54年 (1979)	・育種科を設置 ・4月 場長高山本勉(21代)となる	・野菜・花きを加害するダニ類の防除 ・転換畑高度畑作技術確立試験(大豆・麦類作物)の栽培, 大豆・麦類展示圃) ・施設栽培省エネルギー栽培試験 ・土壌環境米礎調査・定点調査はじまる	・イラン革命で第2次石油危機発生	42,940
昭和55年 (1980)	・園芸科を廃止し, 野菜科, 花き科を設置	・マルチ畦内消毒による土壌病害病防除技術 ・野菜病害虫発生予察事業本格化する	・戦後最大級の冷害のため米の作況指数87 ・省エネルギーモデル団地国府南井上に設置(地中熱交換方式)	43,840
昭和56年 (1981)	・技術員を技師(技能, 運転)とする	・気象災害回避による冬春ダイコンの生産安定技術確立 ・オモトの生産安定技術確立	・農林水産省で第2次石油危機発生に伴うカリフォルニア産生果実の対日輸出の自粛要請発表 ・水田再編第2期対策発足 ・相生町オモト胡日農業賞受賞	44,008
昭和57年 (1982)	・池田分場を改築 ・パーソナルコンピュータ購入 ・高速液体クロマトグラフ購入	・高位地域農業複合化試験 ・暖地における新テッポウユリ生産技術確立 ・飼料科の安定多収技術	・臨時行政調査会基本答申提出 ・日米貿易摩擦と農産物の自由化要請 ・日本の水稲の面積の50%を占める ・県内の水稻の機械移植栽培全栽培面積の88%となる	44,493
昭和58年 (1983)	・農業機械化センターを合併し, 徳島県立農業試験場となる。 ・機械研修係をおく ・土壌保全調査職員4名と農業改良研究員の設置補助金が廃止される	・野菜・花きを加害するダニ類の防除 ・転換畑高度畑作技術確立試験(大豆・麦類作物)の栽培, 大豆・麦類展示圃) ・施設栽培省エネルギー栽培試験 ・土壌環境米礎調査・定点調査はじまる	・農業環境技術研究所等国立研究機関の再編	45,280

米価は農林水産省百年史別冊によったが、明治26～昭和15年は「日本経済統計総覧」農林水産省「米実摘要, 米穀関係法規」昭和18年～昭和58年は農林水産省「食糧管理統計年報」による。なお、昭和22年～28年は米価価格に追加私を加工したものである。昭和20年以後の主要研究事項中・は県単研究、・は国補研究。